

# 山梨県公報

第千六百二十八号

平成十七年

十二月十九日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

県営土地改良事業計画の変更…………… 八五一

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請…………… 八五一

## 告 示

### 山梨県告示第六百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(八ヶ岳東部地区県営中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成十七年十二月十九日から平成十八年一月二十三日まで

#### 三 縦覧場所

北杜市役所

#### 四 異議申立期間

平成十八年一月二十四日から平成十八年二月七日まで

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成十七年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十七年十二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会

2 代表者の氏名 高野孫左工門

3 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内二丁目三十五番一号

4 定款に記載された目的

この法人は、県民一人ひとりのボランティア意識の高揚を図り、ボランティア・NPO活動の啓発、普及、支援等を行うことにより、県民ボランティア運動を推進し、ノーマライゼーションの実践による豊かな共生社会の創造と向上に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十二月二日から平成十八年二月一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番